

1 自己確認

以下に該当するか確認してください。

チェックポイント（対象者関係）

- 市内に自己所有の居住用建物はありますか。（世帯員全員）
- 市税の滞納はありませんか。（世帯員全員）
- 10年は掛川市に居住し、自治会に加入、自治活動に参加する意思がありますか。
- 暴力団員でないこと。

チェックポイント（物件関係）

- 人が住んだことがある戸建ての建物を取得しましたか。（建売住宅は対象外）
- その建物は、現に空き家ですか。（県外などへの転勤で空き家となることが明らかな場合はご相談ください。）
- 昭和56年6月1日以降に建築された建物ですか。
昭和56年5月31日以前に建築された空き家の場合、以下のいずれかに当てはまりますか。
 - 耐震補強済
 - 掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金の申請済
- その建物は、過去に親族が所有していたことはありませんか。
- 改修内容は、申請日から6月前に取得した空き家の水道、ガス電気設備、キッチン、浴室、洗面又はトイレの設備本体の交換若しくは屋根、内装又は外壁の補修等工事ですか。

チェックポイント（申請期限）

- 空き家購入又は改修代金の支払い日は令和8年4月1日以降ですか。
- 空き家購入又は改修代金の支払い日から1年以内の申請ですか。
- 空き家の改修をする場合は、申請日から6月前までに取得した空き家ですか。
- その建物の敷地へ住民票を移してから1年以内の申請ですか。

チェックポイント（移住）（該当者のみ）

- 転入日の前日から1年以上、他市に住民票を有していましたか。



【次ページへ続く】

2 補助金交付申請（掛川市） & 請求（掛川市）

必要書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 売買契約書
- ③ 空き家購入又は購入・改修代金の支払い日確認書類（以下のいずれか）
 - ・ 領収書
 - ・ 金銭消費貸借契約書+振込伝票控え
 - ・ 金銭消費貸借契約書+振込利用の通帳コピー
- ④ 付近見取り図
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 建物平面図
- ⑦ 住民票（世帯全員）
- ⑧ 18歳以上の世帯員全員分の、掛川市税の滞納がないことがわかる書対の写し（以下のいずれか）
 - ・ 完納証明書
 - ・ 非課税証明書
- ⑨ （昭和56年5月31日以前に建築された空き家の場合、以下のいずれか）
 - ・ 耐震診断結果報告書
 - ・ 耐震補強工事業費補助金申請書の写し
- ⑩ その他

請求（必要書類）

※ お支払いの手続きは【補助金交付決定 兼 確定通知書の交付後】ですが、日付未記入の請求書をお預かりします。

- ① 請求書（様式第2号）
- ② 通帳の写し（又は窓口で通帳の原本確認）



【補助金交付決定 兼 確定通知書を交付】

交付日以降に支払手続きを始めます（支払いまで1ヶ月程度お時間をいただきます。）。



問合せ先 : 掛川市役所 暮らしデザイン課 空き家活用係
電話番号 : 0537-21-1209